

奈良県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 今木出口線

三 道路の区域

路線番号			区間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
吉野郡大淀町大字 馬佐三七四番八先 から 吉野郡大淀町大字 馬佐一八〇番一先 まで			吉野郡大淀町大字 馬佐二二三番一先 から 吉野郡大淀町大字 馬佐六七五番三先 まで	前	四・〇 、 二四・五	四〇八・ 九	
吉野郡大淀町大字 馬佐三七四番八先			吉野郡大淀町大字 馬佐六七五番三先 まで				

2 2 2			
から 吉野郡大淀町大字 馬佐一八〇番一先 まで	吉野郡大淀町大字 馬佐三六九番一先 から 吉野郡大淀町大字 馬佐六八八番先ま で	吉野郡大淀町大字 馬佐三七四番八先 から 吉野郡大淀町大字 馬佐一八〇番一先 まで	吉野郡大淀町大字 馬佐三六九番一先 から 吉野郡大淀町大字 馬佐六八八番先ま で
後			
D	C	D	C
八一・九 一・三 }	五五・九 二一・九 }	八一・九 一・三 }	五五・九 }
○ 六四三・	一 三八三・	○ 六四三・	一 三八三・